

- 1 開催日 平成 19 年 6 月 28 日 (木)
- 2 委員長開会宣言
- 3 議事
  - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第 2 市教委第 25 号 平成 20 年度高知商業高等学校入学定員について
  - 日程第 3 市教委第 26 号 高知市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について
  - 日程第 4 市教委第 27 号 高知市社会教育委員の委嘱について
  - 日程第 5 市教委第 28 号 高知市スポーツ振興審議会委員の委嘱について

教育長専決処分の報告

第 403 回高知市議会定例会に提案した予算外議案について

4 委員長閉会宣言

5 出席者

(1) 委員	1 番委員	澤 田 智 恵
	2 番委員	溝 淵 悦 子
	3 番委員	西 山 彰 一
	4 番委員	田 中 十 糸 子
	5 番委員	吉 川 明 男
(2) 事務局	教育次長	小笠原 哲 司
	教育次長	舩 田 郁 男
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	岡 村 修
	学事課長	佐々木 正 彦
	生涯学習課長	成 岡 和 俊
	スポーツ振興課長	尾 原 徳 重
	教育研究所	横 田 妙 子
	総務課課長補佐	山 本 正 篤
	学校教育課学校教育班長	片 岡 正 樹
	学校教育課指導主幹	杉 本 政 文
	総務課総務係長	藤 原 哲
	総務課主任	岡 宗 裕 美

1 平成 19 年 6 月 28 日 (木) 16:00 ~ 17:06 (たかじょう庁舎 5 階会議室)

## 2 議事内容

澤田委員長 ただいまから、第 1003 回高知市教育委員会 6 月定例会を開会いたします。  
まず、日程第 1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は  
溝淵委員さんをお願いします。

それでは、議案審査に移ります。日程第 2 市教委第 25 号「平成 20 年度高  
知商業高等学校入学定員について」を議題といたします。事務局の説明をお  
願いします。

学校教育課長 学校教育課長の岡村です。資料といたしましては 2 頁と 3 頁でございます。  
まず 3 頁をご覧ください。平成 20 年度の高知商業高等学校の入学定員に  
ついてのご説明をさせていただきます。平成 19 年度の県下の中学校の卒業  
予定者は、昨年度とそれほど変わらない予定です。20 年 3 月の卒業予定者  
につきましては、県の方に聞いてみますと卒業生徒数は県下で 2 人の増加と  
いうことです。高知学区では 30 人程度減少するのではないかとと思われます。  
平成 18 年度から推薦入試がなくなりまして、現在は前期選抜と後期選抜に  
なっておりますけれども、本年 3 月の高知商業高等学校の入試状況につきま  
しては、前期選抜におきましては 60%まで合格させておりますけれども、  
定員は 280 人ですけれども 3 学科で定員 168 名に対しまして志願者が 390 人  
おりまして、2.32 倍の競争率でございました。高知商業の倍率は、県立の  
西高等学校に次いで県下で 2 番目の競争率でございました。その内、総合ビ  
ジネス学科につきましては、定員 126 名に対しまして志願者が 326 人で 2.59  
倍と高倍率でございました。それから情報システム科につきましては、定員  
21 人に対しまして 35 人で 1.67 倍でございました。国際コミュニケーショ  
ン科につきましては、同じく定員 21 人に対しまして 29 名の 1.38 倍の倍率  
でございました。また、後期選抜におきましても、3 科合計で定員 112 人の  
ところに 132 人の 1.18 倍でございまして、3 科とも再募集をすることなく  
定員を満たすことができました。本年度はそういう状況でございましたので、  
20 年 3 月の入学定員につきましても、県下の中学校の卒業予定者がほぼ横  
這いであるとのことなので、高知商業高等学校としましても現状を維持した  
いと考えております。なお、定時制の課程につきましては、商業科 1 科で  
ございまして、1 学級 40 人としておりますので同様に現状維持をしたいと考  
えております。

県立高等学校の入学定員は、7 月の定例教育委員会で決定されると聞いて  
おりますが、県立学校につきましては、来年度は大柘高校が募集を停止する  
ということになると聞いております。その他には大きな変動はないものと聞  
いております。高知商業高等学校につきましても、本年度と同じ定員数でい

きたいと考えております。以上です。

澤田委員長           この件に関しまして質疑等はありませんか。  
特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。  
市教委第 25 号「平成 20 年度高知商業高等学校入学定員について」は原案  
のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同               異議なし

澤田委員長           ご異議なしと認めます。  
よって市教委第 25 号は原案のとおり決しました。  
次に日程第 3 市教委第 26 号「高知市立学校の学校医，学校歯科医及び学  
校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を議題  
といたします。事務局の説明を求めます。

学事課長               学事課長の佐々木です。「高知市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬  
剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正」につきまして説明い  
たします。資料は 4，5，6 頁とありますが，一番分かりやすいのは 6 頁の  
新旧対照表だと思しますので，そちらをご覧ください。

今回のこの改正は，平成 19 年 3 月 28 日付けで，公立学校の学校医，学校  
歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正す  
る政令が公布されたことに伴う改正でございます。学校医，学校歯科医及び  
学校薬剤師が公務上負傷し，又は疾病にかかり休業補償や傷病補償，あるい  
は障害補償等が生じた場合は，5 年毎の経験年数によって定められました補  
償基礎額がございます。5 年未満の学校医，学校歯科医は 5,880 円，学校薬  
剤師は 4,402 円，そこから始まりまして，最高は経験年数 25 年以上になり  
ますと学校医，学校歯科医は 12,285 円，学校薬剤師は 9,285 円，このよう  
な補償基礎額がありまして，これを基にいたしましてそれぞれの補償毎に規  
定されました割合を乗じて補償額を決定することとなっています。たとえ  
ば休業補償につきましては，1 日について補償基礎額の 100 分の 60 が支払  
われることとなります。傷病補償につきましては，傷病の程度により補償基  
礎額に第 1 級 313，第 2 級 277，第 3 級 245，それを掛けたものが年額として  
支払われることとなっています。補償基礎額というのは，扶養親族がある場  
合には加算されることになっておりまして，その内配偶者以外の扶養親族が  
ある場合は，それがこれまでは 2 人までは 200 円，3 人目以降は 167 円を加  
算しておりましたが，今回の改正によりまして人数に関わりなく加算額を同  
一といたしまして，3 人目以降も 200 円とするものでございます。したが  
いまして，配偶者以外の扶養親族が 3 人いる場合は，改正前は 200 円が 2 人，  
1 人が 167 円ということで 167 円が加算されておりましたが，今回の改正に  
よりまして人数に関わりなく 200 円ということなので，200 円が 3 人で 600  
円，33 円を余分に加算されたものが補償基礎額になるということござい  
ます。なお，この規則につきましては，平成 19 年 4 月 1 日から適用になり

ます。以上です。

澤田委員長           この件に関しまして質疑等はありませんか。  
特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。  
市教委第 26 号「高知市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同           異議なし

澤田委員長           ご異議なしと認めます。  
よって市教委第 26 号は原案のとおり決しました。  
次に日程第 4 市教委第 27 号「高知市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長       生涯学習課長の成岡です。  
高知市社会教育委員の委嘱につきましてでございますが、委員の任期が平成 19 年 7 月 6 日まででございますので、新たに 19 年 7 月 7 日から 21 年 7 月 6 日まで新たに委嘱するものでございます。  
法的な根拠でございますが、社会教育法の第 15 条により「市町村に社会教育委員を置くことができる」とございます。また、社会教育委員の定数等につきましては、第 18 条に「その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例に定める」となっておりまして、条例の第 1 条に「社会教育法第 15 条の規定により本市に、高知市社会教育委員を置く」と第 1 条で目的を定め、第 2 条で定数 21 名以内と定めております。任期につきましては第 3 条で「委員の任期は 2 年とする」とありますので社会教育委員の委嘱を行うものです。  
8 頁をお開きください。新任の委員さん 6 人と留任 11 人についてご審議いただく訳ですが、一番上の濱田洋一さんですけれども、この方は青年センターサークル協議会会長に新しくなられた方で新たに委嘱をするものです。また、その下の松岡さんから下 4 人の報道関係者の方でございますが、人事異動に伴うもので 4 人の方をご推薦いただいております。最後の長野さんですが、土佐山地区婦人会の方から前理事の方に替わりまして、会計の長野さんをご推薦いただき、新任 6 人の方と 11 人の留任の方についてご審議いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

澤田委員長           この件に関しまして質疑等はありませんか。  
特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。  
市教委第 27 号「高知市社会教育委員の委嘱について」は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同           異議なし

澤田委員長           ご異議なしと認めます。  
よって市教委第 26 号は原案のとおり決しました。  
次に日程第 5 市教委第 28 号「高知市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

スポーツ振興課長   スポーツ振興課長の尾原です。  
「高知市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」ですが、委員の任期は平成 18 年 6 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までとなっております。今回、高知県高等学校体育連盟高知支部長に委員をお願いしておりますが、5 月 16 日に支部長が丸ノ内高校の浜田幸作先生から追手前高校の池康晴先生に代わられましたので、委員の委嘱を行うものです。以上です。

澤田委員長           この件に関しまして質疑等はありませんか。  
特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。  
市教委第 28 号「スポーツ振興審議会委員の委嘱について」は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同           異議なし

澤田委員長           ご異議なしと認めます。  
よって市教委第 28 号は原案のとおり決しました。  
続いて教育長専決処分の報告「第 403 回高知市議会定例会に提案した予算外議案」について、事務局の説明を求めます。

総務課長           総務課長の弘田です。12 頁をお開きください。教育長専決処分の報告ということで、6 月 15 日に開会しました「第 403 回高知市議会定例会に提案しました予算外議案」についてご報告いたします。1 行目にありますように「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定において、地方公共団体の長は予算の他、特に教育に関する事務について、議会の議決を得る必要のある議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聞かなければならない」と規定されております。また一方で、高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条において「委員会において処理すべき事項で急施を必要とする事項が発生した場合教育長は委員会に代って処理することができる。但し、この場合処理した事項を次の会議に於て報告しなければならない」と規定されております。  
次の 13 頁をお開きください。教育長が委員長のお名前をお借りしまして岡崎市長に報告した内容でございます。ここでは、平成 19 年 6 月 1 日付けで意見を求められましたので、6 月 6 日を以て専決をさせていただきました。具体的な内容についてご報告したいと思います。14 頁をお開きください。ここに記載されておりますのが、今議会に提案しました予算外議案 2 件でございます。まず最初に「高知市立愛宕中学校屋内運動場改築工事請負契約締結議案」ですが、愛宕中学校の体育館は、昭和 41 年建築で築後 40 年が経過

し老朽化が著しく、また、平成 12 年度に実施した耐震診断では建替えが望ましいと診断されました。このため平成 18 年度に、学校、PTA、体育会、町内会等の関係者と検討委員会を立ち上げまして、改築設計の協議を行ってまいりましたが、今回の議案はその工事請負契約締結の承認をお願いしたものでございます。入札は資格決定されました 15 の共同企業体において、最低制限価格を定めた郵便入札による競争入札を行いまして、最低価格で応札した 14 の共同企業体によりまずくじ引きで落札業者が決定されました。落札業者は、岸ノ上・滝石特定建設工事共同企業体でございます。契約金額は消費税を含めまして 2 億 2,636 万 1,520 円となっております。

新しい体育館でございますが、鉄骨造り一部 2 階建て、床面積 1,136 m<sup>2</sup>で、現在の体育館を取り壊して同じ位置に建築を行う計画でございます。工期につきましては、議決の翌日から来年の 2 月 15 日を予定しております。工事期間中は、校区内の小学校や大原町の市営体育館、青年センター等に協力を依頼して、体育の授業等に支障のないようにしたいと思っております。なお、今年度の卒業式は、新しい体育館で執り行う予定でございます。

続きまして、「調停の申立て」でございます。詳しい内容については、先程お配りした図面の前に「運動場市施設の滞納使用料等の支払い及び施設明渡しに関する民事調停」という A 4 縦の資料があると思しますので、それをご覧いただきたいと思っております。概要ですが、りょうまスタジアム 4 階に特別観覧席がございます。その観覧席内で営業を行ってございました食堂の経営者が、再三の督促にも関わらず光熱水費を含みます運動場市使用料を多額に滞納し、使用許可期限を過ぎた今年の 4 月以降においても営業を続けておりますため、滞納使用料の支払いと施設の明渡しを求めて裁判所に申立てを行おうとするものでございます。資料の 2 を見ていただきたいと思っておりますが、調停の申立ての相手方は、ここに記載のとおりでございます。使用許可の内容は、先程申しました観覧席内の食堂 105.27 m<sup>2</sup>、使用許可の通算期間は平成 11 年 10 月 1 日から 19 年 3 月 31 日までとなっております。

次に 3 の使用料等の納付状況と 4 の経過ですが、併せて 3 と 4 をご覧いただきたいと思っております。この食堂の経営者は、平成 11 年 8 月に行った店舗公募により決定して、同年 10 月のりょうまスタジアムオープン時から特別観覧席内で営業を行ってございました。しかしながら、オープンして数か月後から経営状況が悪化したということで使用料を収めることができないとの相談がありまして、11 年・12 年度については、督促等を行いながら何とか完納していただいておりますが、3 年目の平成 13 年度から使用料の滞納が始まり、本年 3 月末時点で滞納額は 3 の表の右端の欄の下の合計欄に記載しておりますが、667 万 5,002 円と多額になりました。この間、食堂の利用者が競輪の入場者に限られていることもありまして、競輪の開催を担当しております公営事業課とも連携をとりながら対応を行ってまいりました。平成 16 年度には双方の協議によりまして使用面積を縮小し使用料を下げる対応を行い、この年度は完納となっておりますが、同時に滞納分を毎月 2 万つつ返済するという約束をいただきまして、それによりまして 12 万円の納付があり、これを 13 年度の滞納分に充当しましたため時効の中断ということに

もなっております。その後、17年4月、食堂が業績回復のために酒の販売を計画され、その販売許可を得るために床面積の拡張が必要となりまして使用料を元に戻して使用許可を行いました。滞納が再開するという結果となりまして、その後の使用料について協議を行いましたけれども交渉が決裂した形になりました。18年に入り一部納付はありましたが納付が続かないことから、18年10月12日に電気等の供給停止を伴う施設の使用停止を通知しましたところ、4日後に18年度光熱水費の一部として納入がありました。このため電気等の供給停止は行いませんでしたが、その後、また一部の納入がっております。以上のように一部収めたり滞納があったりの繰り返しがありまして、食堂経営者から誠意ある対応を行っていただけず、今後の状況改善も見込めないということで、19年度以降については許可を行わない旨を伝えて、今年の3月31日までに退去するように求めました。しかし、これに従っていただけず、4月以降も営業を始めたため施設明渡し請求書を内容証明郵便で送付して再度退去を求めましたが、その後連絡なく現在まで占有している状態が続いております。そういうことで、全額納付を行ったり部分納付を行ったりということもありまして、強行の法的手段を執らずに現在に至っておりますけれども、その点につきましては、誠に申し訳なく思っているところです。以上のことから、今回裁判所に調停の申立てを行って抜本的な解決を図ろうとするものですので、ご理解をいただきたいと思っております。なお、調停が不調に終わった場合は訴訟の提起も考えております。なお、昨日の経済文教委員会では、特にこの調停の申立ての議案に関しましては、大変厳しい意見を沢山いただいたりもしましたが、2件の議案とも全員賛成で承認をいただいております。明日の本会議において採決がなされる予定でございます。以上、ご報告させていただきました。

吉川教育長

少し補足いたしますが、まず、この教育委員会で事後の専決処分の報告というのはよろしくないと思っております。6月1日付けで市長から意見を求められる前、5月の定例教育委員会の時に、この中身について明確なものはなかったのですか。

市長から教育委員会の方に意見を求めてくる訳ですが、議案資料とならなくても教育委員会が市長部局の方に6月定例市議会にこういうことを提案したいということで6月1日になっている訳なので、ここは事務局と私も含めて反省して、出来るだけ事後の報告とならないよう、結果的に専決処分ということになったとしても内容について可能な限り専決前に了解を得るようにし、これまでが通例とならないようにしなければならぬと思っております。

それとこの調停については、時間がないので詳しく言いませんが、11年度、12年度は完納しているが、それ以降、特に13年度、14年度、15年度に滞納しているのです。この時に法的な措置を講じるべきであったということで、経済文教委員会の冒頭に私の方から陳謝いたしております。教育委員会としては、競輪事業のサービスとして公営事業課主導で行っているもので、教育委員会の方は陸上競技場そのものの施設の管理が仕事ですが、教育と競輪とは対局にあるのに、なぜ今回のことについては教育委員会がというのが

あります。ただ全国でも唯一だと思いますが、陸上競技場と競輪場が一緒にあるので仕方ない思いもありますが、13,14,15年度の時の教育長、更に事務担当も言い分はあると思います。議員からは、かなり厳しい指摘もいただき陳謝いたしました。

溝渕委員 貸主はどちらになりますか。

吉川教育長 教育委員会です。形上はですが。

溝渕委員 そしたら言われても仕方ないですね。  
お金がないというだけで他には支払えない理由はないのでしょうか。

吉川教育長 払いたくないという理由はあるのかも知れません。

溝渕委員 値下げの請求とかを起こした訳ではないのですか。

吉川教育長 ないです。議会の方からは電気もガスもストップして営業できないようにしたらどうかという意見もありましたが、そうせずに調停にかけておいて裁判所の判断を受け対応していきます。

田中委員 光熱費等は電力会社等に滞納している訳ですか。

吉川教育長 高知市が支払いはしています。

田中委員 スタジアム全体として払っている訳ですね。

吉川教育長 はい。その支払っている使用料を高知市に払ってもらわなければならない訳です。

田中委員 電力会社等に直接支払う場合なら止められますね。

吉川教育長 完全に止められます。

澤田委員長 それではこの件に質疑を終了いたします。  
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。  
これで教育委員会を閉会いたします。